誓　約　書

【基本的事項】

１　「家畜伝染病予防法」、「獣医師法」、「獣医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守します。

２　「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「熊本県豚熱ワクチン使用許可要領」に従って接種します。

３　法第52条（報告徴求）に基づく報告を家畜保健衛生所長から求められた際は、速やかに報告します。

４　認定農場以外の農場には豚熱ワクチン接種票の交付を行いません。

５　豚熱ワクチン接種票の交付や豚熱ワクチンの管理監督に係る役務の提供の対価を農場に対して説明します。

６　豚熱ワクチン接種票の交付先の農場において飼養衛生管理の指導を適切に実施するとともに、豚熱ワクチン接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切に豚熱ワクチン接種を実施していること及び認定農場の豚熱ワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認します。

７　豚熱ワクチン接種実施状況を把握するため、接種農場に対して、接種対象豚等の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を記録するよう指導・助言を行います。

８　登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき又は認定農場が要件に違反したときは、農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告します。

９　接種票を交付した農場に配分される豚熱ワクチンについては、農場が記載した出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を確認の上、適切に管理、監督を行います。また、追加接種は、県が行う免疫付与状況確認検査の結果、県の指示があるときのみ追加接種に係る接種票を交付します。

【豚熱ワクチンを使用する知事認定獣医師の遵守事項】

10　熊本県豚熱ワクチン接種に係る知事認定獣医師の認定要領（令和５年（２０２３年）９月８日制定) の規定に基づき申請した農場以外での豚熱ワクチンの接種は行ないません。

11　配分された豚熱ワクチンは、本剤の添付文書に従い使用するまで適切な温度で冷蔵保管します。また、本剤の外観又は内容に異状を認めたもの、適切な温度で保管されなかったものなどは使用しません。

12　ワクチン接種は、当該ワクチンの用法・用量及び使用上の注意に従い使用します。繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む。）等６か月以上飼養する豚等については、初回接種から６か月後に補強接種を行い、補強接種後は１年ごとに接種を行いますが、同じ個体への接種は、原則、最大４回とします。

13　ワクチン接種時のマーキング及び接種豚等の移動に係る標識については、国の指針等に従います。

14　接種に係る実績や豚熱ワクチンの在庫、保管状況等について、家畜保健衛生所の求めに対して確実かつ誠実に報告します。

15　豚熱ワクチン接種に係る接種豚等の事故について、賠償の責は知事認定獣医師が負うものであること等を理解しています。

上述の事項について遵守します。

遵守できなければ、知事認定獣医師の認定取消になることを了承します。

年　　月　　日

診療施設の代表者氏名※１、２

(法人等の場合は法人等の所在地、名称、代表者の役職及び氏名)

熊本県知事　様

※１ 診療施設の代表者以外に獣医師がいる場合は、別紙に一覧表を添付すること。

※２ 知事認定獣医師の追加分については、本書を別途提出すること。